

第9期介護保険事業計画における地域密着型サービスの整備について

1 趣旨

地域包括支援センター運営協議会要綱第2条において、「地域密着型サービスの指定等に関すること」について、本運営協議会で協議し、その結果を市長に報告することとしています。

このたび、令和6年3月に第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）（以下「第9期事業計画」という。）を策定したことから、当該地域密着型サービスの整備について、計画に位置付けられた内容等を報告するものです。

2 第9期事業計画期間における地域密着型サービスの整備について

第9期事業計画期間において、原則、新たな地域密着型サービスの整備の予定はありません。

なお、地域密着型通所介護については、整備の相談があった場合には、本運営協議会に諮り、整備の必要性について検討することとしています。

また、看護小規模多機能型居宅介護については、「需要の動向や参入事業者の動向を踏まえ、引き続き、整備の必要性を検討します。」としています。

※詳細は、2ページ以降の「第9期事業計画の抜粋」のとおり。

3 その他（地域密着型通所介護の移転等）

地域密着型通所介護の移転及び定員変更について、法人から相談があったことから、次のとおりとする予定です。

(1) 相談法人

法人	LEA 株式会社
所在地	東京都八王子市七国
代表者名	梅本 勝也

(2) 相談概要

届出種別	移転及び定員変更
サービスの種類	地域密着型通所介護
事業所名	リハビリ型デイサービス戸倉ヴィラ別館
移転予定地	あきる野市五日市1（※移転前：あきる野市戸倉155）
定員	18名（※移転前：10名）
変更予定日	令和6年8月5日
移転等理由	地域にリハビリ型デイサービス（通所介護）の利用希望者が多く、その希望に対応するために現事業所よりも事業所面積の大きい新事業所に移転し、定員の増加を行うため。
市の考え方	同一圏域内の移転であり、定員も増加するため、問題ないものと判断している。また、事前協議に係わる必要な書類の内容確認を完了し、設備基準についても、令和6年6月24日に現地確認をする予定である。 (※資料送付時点で現地未確認)

(第9期事業計画の抜粋)

第1節 地域密着型サービス

要介護（要支援）状態になってもできるだけ住み慣れた地域で生活を継続するためには、地域密着型サービスの果たす役割は重要であり、地域包括ケアシステムを構築するためにも、地域の実情に応じた整備が必要となります。

第8期事業計画を踏まえ検討した結果、第9期事業計画期間中においては、次のとおりとします。

（1）定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うものですが、市内には、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所はありません。

第8期事業計画を踏まえ検討した結果、第9期事業計画期間中においても、原則、整備は行わないこととします。

（2）夜間対応型訪問介護

事前登録をした利用者に、夜間を含めた定期巡回と通報による随時のサービスを提供するものですが、市内には、夜間対応型訪問介護の事業所はありません。

第8期事業計画を踏まえ検討した結果、第9期事業計画期間中においても、原則、整備は行わないこととします。

（3）地域密着型通所介護

市内には、定員18人以下の地域密着型通所介護の事業所が12か所あります。

本市の日常生活圏域により、通所介護事業所数に偏りがあることから、需要の動向や参入事業者の動向を注視していきます。参入事業者の相談があった場合には、地域包括支援センター運営協議会に諮り、整備の必要性について検討します。

（4）認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

市内には、認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）の事業所が1か所あります。

第8期事業計画を踏まえ検討した結果、第9期事業計画期間中においても、原則、新たな整備は行わないこととします。

（5）小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

市内には、小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の事業所が1か所あり、第8期事業計画期間に公募した事業所が令和6（2024）年度に西部圏域で1か所整備する予定となっています。

第8期事業計画を踏まえ検討した結果、第9期事業計画期間中においては、原則、新たな整備は行わないこととします。

(6) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

市内には、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）の事業所が3か所（45床）あります。

第8期事業計画を踏まえ検討した結果、第9期事業計画期間中においても、原則、新たな整備は行わないこととします。

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模有料老人ホーム）

市内には、特定施設入居者生活介護（通常の介護付き有料老人ホーム）の事業所が3か所（102床）あります。

第8期事業計画を踏まえ検討した結果、第9期事業計画期間中においても、原則、新たな整備は行わないこととします。

(8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

市内には、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）の事業所が1か所（29床）あります。

第8期事業計画を踏まえ検討した結果、第9期事業計画期間中においても、原則、新たな整備は行わないこととします。

(9) 看護小規模多機能型居宅介護

要介護度が高く、医療ニーズの高い高齢者に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を一体的に提供するものですが、市内には、看護小規模多機能型居宅介護の事業所はありません。

第8期事業計画を踏まえ検討した結果、第9期事業計画期間中においては、新たに市西部圏域に整備される小規模多機能型居宅介護の整備状況を見ながら、さらに、需要の動向や参入事業者の動向を踏まえ、引き続き、整備の必要性を検討します。

◆地域密着型サービスの整備一覧（一部予定を含む。）

			R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度
①	定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	箇所数	-	-	-
②	夜間対応型訪問介護	箇所数	-	-	-
③	地域密着型通所介護	箇所数	12	12	12
		定員数	156	156	156
④	認知症対応型通所介護 ・介護予防認知症対応型通所介護	箇所数	1	1	1
		定員数	12	12	12
⑤	小規模多機能型居宅介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護	箇所数	2	2	2
		定員数	58（※）	58（※）	58（※）
⑥	認知症対応型共同生活介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護	箇所数	3	3	3
		定員数	45	45	45
⑦	地域密着型特定施設入居者生活介護 (小規模有料老人ホーム)	箇所数	-	-	-
		定員数	-	-	-
⑧	地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護（小規模特別養護老人ホーム）	箇所数	1	1	1
		定員数	29	29	29
⑨	看護小規模多機能型居宅介護	箇所数	-	-	-
		定員数	-	-	-

※：小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の定員数は、登録定員数である。また、令和6（2024）年度に新たに整備を予定している施設を含む。